

流域治水の着実な推進について

東海部会提出

近年の気候変動に伴う激甚化・頻発化する大雨により、全国各地で甚大な被害が発生している。

国民の生命・財産を守る治水対策は、一層重要性を増しており、喫緊の課題である。

こうした状況下、流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して流域全体で対策を行う流域治水への転換が急務となり、各流域において流域治水プロジェクトが策定された。

令和3年11月1日には、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が全面施行され、流域治水の実効性を高める法整備が行われている。

今後は、この法整備のもと、流域治水プロジェクトのロードマップに基づき、計画的かつ着実に対策を推進していくことが求められている。

よって、国においては、流域治水の着実な推進が図られるよう、政府予算の検討に当たっては、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 流域治水の本格的実践に必要な予算・財源の確保や制度による支援を行うこと。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を確実に確保すること。